

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示の廃止.....（環境生活部総務課）	1
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正.....（環境生活部総務課）	1
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	1
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	2
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	2
道警察本部告示	
○免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程.....	2

告 示

北海道告示第316号

平成18年北海道告示第210号（特定調達契約に係る資格に関する公示）は、廃止する。

平成18年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第317号

平成18年北海道告示第211号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成18年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

2の事項を次のように改める。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること（平成17年北海道告示第9号の第7又は平成18年北海道告示第23号の第7の規定により、物品の購入（複写サービスに係るものに限る。）の資格を有するため、物品の賃貸借（複写機に係るものに限る。）の資格を有すると見なされた者を含む。）。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

11の事項中「3:00 P.M.」を「11:30 A.M.」に改め、同事項を12の事項とし、8の事項から10の事項までを1事項ずつ繰り下げ、7の事項の次に次の1事項を加える。

8 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた各予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1か月当たりの入札金額（単価）に1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

7の事項を削り、6の事項を7の事項とし、5の事項を6の事項とする。

4の事項(1)中「札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館12階 共用A会議室」を「札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁旧本庁舎 2階4号会議室」に改め、同事項(2)中「午後3時」を「午前11時30分」に改め、同事項を5の事項とし、3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成18年4月4日（火）から21日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

北海道告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年3月24日、俱知安土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第319号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成18年4月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
碧 水 経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きよ） 北海道空知支庁
南 学 田 同 （区画整理、農業用排水、農道、暗きよ） 同

北海道告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年4月4日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 豊頃糠内芽室線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
帯広市上帯広町899番地先から 帯広市上帯広町基線76番3地先まで	前	11.50mから 23.50mまで	1,028.00m	—
	前	17.00mから 29.00mまで	1,024.00m	—
	後	17.00mから 50.00mまで	1,024.00m	—

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第57号

免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年4月4日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

免許取得時講習実施規程の一部を改正する規程

免許取得時講習実施規程（平成6年北海道警察本部告示第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の事項の表中

(4) 応急救護処置の基礎知識	ア 負傷者の観察 イ 負傷者の移動 ウ 体位管理 エ 心肺蘇生法 （ア）気道確保 （イ）人工呼吸 （ウ）心臓マッサージ オ 止血法	各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。
-----------------	--	-------------------------------------

を

(4) 応急救護処置の基礎知識	ア 負傷者の観察 イ 負傷者の移動 ウ 体位管理 エ 心肺蘇生法 （ア）気道確保 （イ）人工呼吸 （ウ）心臓マッサージ （エ）自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を用いた除細動 オ 止血法	各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。
-----------------	--	--

に改める。

別表第1の5の事項の表中

(4) 応急救護処置の基礎知識	ア 負傷者の観察 イ 負傷者の移動 ウ 体位管理 エ 心肺蘇生法 オ 止血法 カ 包帯法	各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。
-----------------	---	-------------------------------------

	キ 副子固定法				
を 「	<table> <tr> <td>(4) 応急救護処置の基礎知識</td><td> ア 負傷者の観察 イ 負傷者の移動 ウ 体位管理 エ 心肺蘇生法（AEDを用いた除細動を含む。） オ 止血法 カ 包帯法 キ 副子固定法 </td><td> 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 </td></tr> </table>		(4) 応急救護処置の基礎知識	ア 負傷者の観察 イ 負傷者の移動 ウ 体位管理 エ 心肺蘇生法（AEDを用いた除細動を含む。） オ 止血法 カ 包帯法 キ 副子固定法	各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。
(4) 応急救護処置の基礎知識	ア 負傷者の観察 イ 負傷者の移動 ウ 体位管理 エ 心肺蘇生法（AEDを用いた除細動を含む。） オ 止血法 カ 包帯法 キ 副子固定法	各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。			
に改める。					
附 則					
この規程は、平成18年6月1日から施行する。					

